



閉じる



ダウンロード



印刷



文字拡大



文字縮小

芦屋市 平成30年 3月 定例会（第2回） 03月23日－04号

P.135 8番（大原裕貴君）

◆8番（大原裕貴君）＝登壇＝日本維新の会芦屋市議会議員団を代表し、議員提出議案第23号、長谷基弘議員に対する問責決議について、賛成の立場で討論いたします。

臨時議会中の民生文教常任委員会の動画と、問題となっている動画の双方を再度、確認をいたしました。動画の中で実名を上げられていた議員が訴えられていたとおり、動画で言われているような発言は委員会の中では見受けられませんでした。字面においても、もちろんのこと、趣旨として拡大に解釈をしても、そういった発言はなかったように思います。

議員が発言をしていないことを、さも発言したかのように表現をされた動画は、議員に対する誹謗中傷であると言われても仕方ありません。

議員は公人ですから、ある程度の誹謗中傷はやむを得ない部分があるとは思いますが。しかし、議員が自身のブログ等でそういった動画を肯定的に拡散したとなると話は別です。

SNSの場合、「いいね」をすることによって、本人の意思とは関係なく拡散をされてしまうことがあります。しかし、URLをブログ等に記載することによるシェアの場合は、拡散の意思を持って拡散をしているということになります。

問題の発言は、動画の末尾にあるものですから、長谷議員がそこまでごらんになっておらず、動画の問題性を認識せずに拡散してしまった可能性はあると思います。ですが、名誉を傷つけられた人からしますと、知らなかったでは通じません。

SNSでの拡散は、当人の想像以上に広く拡散をされる可能性があります。一度ネットで広まってしまった情報は「デジタルタトゥー」と言われるように、消えることなく残り続けるとも言われています。軽い気持ちで拡散をした行為が、大きなうねりを引き起こしてしまうことは少なくありません。

実際、今回のケースであれば、そこまで大きな意図がなかったのかもしれませんが。ただ、議員であるという立場を考えますと、拡散行動に対する責任を持つ必要があると思います。事実と異なる内容を肯定的に拡散した行為は、議案書で触れられている芦屋市議会基本条例第7条で定められている、議員として守るべき倫理に反した行為であったと指摘せざるを得ません。長谷議員には、拡散の影響を意識した行動をとっていただきたかったと切に思います。

現在、議会では議会基本条例の見直しをしています。議会基本条例は、議会において守るべき基本姿勢を定めた条例です。各議員は、基本条例の内容を改めて意識する必要があると強く感じています。

今後、芦屋市議会としての高い倫理観が発揮されることを願い、賛成の討論といたします。